

第2回横浜市障害者差別解消支援地域協議会

<p>日 時</p>	<p>平成30年12月26日（水） 午前10時から午前11時45分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル10階大会議室</p>
<p>出席者 (名簿順)</p>	<p>池田委員、井上（彰）委員、井上（良）委員、佐藤委員、須山（優）委員、 永田委員、松島委員、山下委員、和田委員、大羽委員、清水委員、加藤委員、 河原委員、根上委員、山野井委員、湧井委員、村岡委員、中瀬委員、石渡会長、 金指委員、須山（次）委員、遠藤委員、冢田委員、佐渡委員、原口委員、</p>
<p>欠席者</p>	<p>奈良崎委員、石曽根委員、山之井委員、前沢委員、鈴木委員、内嶋委員、大野 委員、堀川委員</p>
<p>議題</p>	<p>1 障害者差別に関する相談対応事例 2 法施行後3年の相談対応状況を踏まえた課題 3 障害者差別解消に関する市の取組状況 4 連絡事項等</p>
<p>議事</p>	<p>1 開会 配付資料確認等 (事務局) (配布資料の確認) 2 議題 (1) 障害者差別に関する相談対応事例 (事務局) 資料1について説明</p>

いしわたかいちょう ぼん じれい だいがく きんむ もの すこ ゆる おも
(石渡会長) 20番の事例などは、大学に勤務する者として少し許しがたい思
いもあります。いいん みなさま それぞれに同じような体験をされたり、いろいろ かんが
えがあると思おむので、しつもん いけんなど ねが
ご質問・ご意見等をお願いしたい。

わ だ い いん ぼん じれい たくしー ゆうめい はなし おも わたし なんかい
(和田委員) 15番の事例だが、タクシーの有名な話だと思おむ。私も何回か
じょうしゃ しょうがいしゃわりびき うんてんしゅ つた たいおうまに ゆ ある
乗車し、障害者割引のことを運転手に伝えおむと、対応マニュアルかもしれな
いが、かなら 必ずというほど たいおう
「対応していない」と言われる。だが、しゃない しょうがいしゃ
1割引」と記載がある。「対応していない」と言われると、けんか
喧嘩したくないの
で、こちらもだま
黙ってしまう。

しみずい いん ゆ に ばーさー で ざいん たくしー だい くに じぎょう
(清水委員) このユニバーサルデザインタクシー1台につき、国の事業として
まんえん ぼじょきん だ よこはまし まんえんつ くに
60万円ほどの補助金が出されておむり、さらに横浜市も 20万円付いておむる。国
の税金も、よこはまし ぜいきん つか ひとむ たくしー
横浜市の税金も使っているの、これがすべての人向けのタクシー
ではなく、じょうしゃきよび かんとううんゆきょく かながわ
乗車拒否をされるなどはあつてはらな。関東運輸局も、神奈川
うんゆ しきょく きび ちゅうい おも
運輸支局に厳しく注意をしてもらいたいと思おむ。

いしわたかいちょう ゆ に ばーさー で ざいん ねん おりんぴっく
(石渡会長) ユニバーサルデザイン や、2020年 の オリンピック ・
ぼらりんぴっく む きまざま うご なか たくしーぎょうかいとう
パラリンピックに向けて様々な動きがある中で、このタクシー業界等につい
てどのようにしたらいいのかというの、こんご かだい
今後の課題になっていくことにな
る。

いけだ い いん たくしー わりびき にんしき たくしーけん わりびき
(池田委員) タクシーの割引について認識しているのは、タクシー券も割引さ
れるが、たくしーくみあい ぜんたい き
タクシー組合が全体でやっていると聞いている。そこの組合に加盟し
ているかどうかでかわるのではないか。

(清水委員) 割引については、運賃認可の条件として、「障害者手帳を提示した場合には1割の負担がなければならない」というふうになっていると思う。なので、それを会社として対応しないということは、運賃認可が下りないだろうと思っている。これも関東運輸局になる。

(石渡会長) 要するに、タクシー協会に加盟しているかどうかに関わらず、業務として仕事をしていくのであれば、割引について了解しなければならないことになっているということ。

(須山(優)委員) タクシー協会の中に個人タクシーもあると思うが、個人タクシーの場合も割引は適応されるのか。

(清水委員) 恐らく、その場所での運賃許可の条件の1つとして障害者割引が入っていると思う。

(石渡会長) ということなので、個人タクシーも割引が適応されるということである。タクシー事業に関して様々なご意見を頂いており、課題も少し整理されてきているので、今後事務局も含めて対応をお願いしたい。今の段階で事務局から何かあるか。

(事務局) タクシー料金の割引について、許認可の条件としてあるかどうかの確認ができていない。「障害福祉のあんない」という横浜市が作成している冊子にも、全てのタクシーで利用できるわけではないので、乗車時に確認するよう記載をしている。清水委員がおっしゃっていた運輸局の許認可の条件に入っているかどうかは確認させていただく。ただ、手帳を保持している方

は、ほとんど利用できるようになっている。横浜市内で走っているタクシーは、神奈川県タクシー協会に加盟している会社か、神奈川県個人タクシー協会に加盟している個人タクシーが大半なので、その2つについては割引が適応されるはず。

(石渡会長) 和田委員がおっしゃっていたが、車内に「割引をします」と掲示しているタクシーが大半だと思う。そういうタクシーでも、こういうことが起きる現実には直視しなければいけないと改めて思った。

(永田委員) 障害があっても手帳を持っているので、そういうことは言わないでほしい。見た目で判断はしないでほしい。きちんと謝ってほしい。

(石渡会長) 本当にその通りだと思う。ここで委員の皆さんのお声をきちんとと届けて、対応を改めていただけるような働きかけをしなくてはと思う。

(松島委員) ある駅で車いす用のタクシーを見つけて乗車しようとしたが、そのタクシーは、シートに乗せて、車いすは分けて乗せて、自分の電動車いすに乗れなくて諦めたという、全然安心できなくて、そういう車なのに乗るとベルトをつけて、なんだか不思議に思った。タクシーに乗車すると本当に面倒だという扱いされることがある。身体障害者が利用しにくいものがある。

(石渡会長) 割引はあるが、特に身体障害者の方や電動車いすを使用している場合は拒否されることも多くて、非常に使い勝手が悪い乗り物であるということ。

(松島委員) 使えないと、駅で障害者対応のタクシーを探そうと思ったけど、

そういうタクシーがなくて、結局乗車できなかった。だから、なぜ乗れないのに障害者のタクシーがあるのかと疑問に思ってしまった。

(石渡会長) 松島委員が乗車しようとしたタクシーは、いわゆるユニバーサルデザイン？

(松島委員) ちがう。

(石渡会長) 普通のタクシーで、車いすも当然乗れるはずなのに乗れないということ？

(松島委員) 乗車できなかったり、シート仕様は何もないから乗れなくて、結局乗車できなかったのだから、そのまま車いすに乗って帰った。変な話。

(石渡会長) そうなのは、やはり運転手さんの研修みたいなものがとても必要だということによろしいか？

(松島委員) その通り。

(大羽委員) タクシーの運転手をやっていたことがあるので何となくわかるのだが、駅で待っているタクシーは、順番を守ってタクシーが乗り場に入ってくる。その順番を崩して人を乗車させるのはタクシー業界で許されていない。なので、ユニバーサルデザインタクシーが後ろの方で並んで待っているならば、松島委員はその車が入ってくるまで待つしかない。だが、そういうルールを知っている人しかできないので、乗りにくのは確か。

(松島委員) その時は、前の方にユニバーサルデザインタクシーが停車していたので、利用しようと思った。順番は守る。

(石渡会長) 大羽委員から、タクシーは順番を超えてはいけないという話があったが、松島委員はユニバーサルデザインタクシーが一番前にあって、ルール通りに利用しようとしたが拒否されてしまったということ。その辺りも含めて、乗務員などの研修等を徹底していただかなくてはいけないと思った。順番通りで並びを変えてはいけないルールがあるのだとしたら、車いすを利用するには不便なので、その検討をしていく必要があるのだらうと思っ

た。(清水委員) 乗り場の順番というものは、あくまで原則である。「例外づくり」が、差別解消法でいう「合理的配慮の提供」なのだと思う。なので、原則では順番通りであるが、障害者には合理的配慮の提供するほうに義務付けられているということだと思

う。(松島委員) 私はどちらかというと、車いすのタクシーを待って乗るべきだと思う。それが「完全平等と参加」に繋がってくるのだと思う。乗車時に失礼だと思う。やはり順番を待つ意味ではないかと思っている。

(石渡会長) 清水委員のおっしゃる合理的配慮として、順番を変えて車いすの方に利用していただくということも、差別解消法について議論している私達としては、納得する話だが、松島委員がおっしゃる「完全参加と平等」に立ち返らなくてはいけないと思う。やはり、車いすの方が障害のない方と同じようにタクシーを利用できるように、社会がどう変わらなければいけないかというところを改めて考えなくてはいけない。他の事例についてもど

うぞ。

(井上 (良) 委員) 関係がないかもしれないが、警察署で歩行困難者駐車許可証の更新をしたところ、聞こえる方に対しては「いついつ取りに来てください」という電話連絡ができるが、聾者の場合は電話ができないため、「1 か

月後に取りにきてください」と案内される。電話連絡ができる人とできない人

での対応が異なり、出来上がるまでにタイムラグが生じてしまう。そのあたりは平等でないと思う。

(石渡会長) 差別解消法の趣旨は、障害がない方と同じように暮らせることなので、タイムラグが生じることは明らかな差別と考えざるを得ない。今回は警察だが、このあたりも情報を共有して、少し対応を考えなくてはどう思う。

(池田委員) 高速道路の割引の件だが、親戚や兄弟、他人の車であっても、その車のナンバーが障害者手帳に記載されていれば適応される。

(石渡会長) そういう風に制度が変わってきているところがあるという認識？

(池田委員) 全国的にそうなっているのではないかと？

(大羽委員) 2番目の内容だが、内容というよりも相談者から制度の見直しを

図ることはできないのだろうかという制度上の問題についての相談だった

と思う。その対応として、相談事例の共有や報告等により国への働きかけを

行うようにしたとなっているが、その具体的な内容が見えない。相談事例

の共有は、誰と誰が相談事例について共有しているのか。それを訴えた人と行政が共有したのか。一般の人は、この問題を共有していない。なので、具体的な道筋というか、具体的なところを教えてください。また、国への働きかけを行うことにしたとなっているが、これは差別解消法に基づいてというよりは、行政の担当者の判断なのかと感じる。国への働きかけは、どういう権利が地方の行政にあるのか。原則的にできるのであれば必ずやったほうがいいが、どうなっているのか教えてください。

(事務局) 池田委員のご指摘に補足をすると、相談内容として、登録した自動車でない割引が適応されないのは困るという認識を持っている。また大羽委員のご質問に対しては、差別解消法に該当するか否かに関わらず、内閣府から年1回、事例の照会が自治体にされるので、そこで回答をし、国に働きかけを行う方法が1つある。それ以外の共有に関しては、今後地域協議会でも議論していくことになる。この会議の内容は市民に向けて公開されているので、ここでの内容をどのように、市民や事業者に広めていくか議論すべきことだと思っている。

(池田委員) 道路の割引の件は、すでに合理的配慮が求められて、そのような仕組みができた経緯がある。聴覚や肢体不自由の人は直接運転をするので割引が適応されるが、視覚障害の場合は、本人が運転をせず家族が運転しているので割引が適応されず、配慮がされない時期があった。そこから合理的配

りよ 慮として、しかくしょうがいしゃ うんてん てちょう きさい くるま どうじょう
視覚障害者は運転をしないが、手帳に記載されている車に同乗
しているのであれば、とうじしゃ うんてん おな あつか
当事者が運転しているものと同じ扱いにすることにな
ったとおもっていた。せいど あんない けいか じょうほう はい
制度の案内や、経過について情報が入ってこないために、
りかい
理解されていなかったことが、こういうさべつあつか
こういう差別扱いをされているのではないかと
いうごかい
誤解があるのだとおも

いしわたかいちょう じむきょく ぎろん こんご かつ こう
(石渡会長)事務局から、ここで議論した今後のあり方などについては、公
かい しみん じぎょうしゃ かつ しゅうち はなし
開をして市民・事業者の方たちに周知をしていくという話があったが、池
だいいん せいど か かりかい ばあい
田委員からは制度が変わったことについて理解していない場合があり、
とらぶる
トラブルにつながったのではないかとという話はななし
話がされた。こんご こうほう かつ
今後は広報のあり方
などがさまざま くだい
様々な課題になっていくとおも

さとういん じむきょく ねが もう あ こんかい じれい
(佐藤委員)事務局へのお願いとして申し上げておきたいが、今回の事例をみ
ると、どのようにこうそくどうろ うんちんわりびき てきおう めいかく
高速道路の運賃割引が適応されるのか明確にならないと、
ぎろん すす かん うんてん だめ しょうがいしゃ
議論がうまく進まないと感じている。運転していないとダメなのか、障害者
かた の くるま じたい わりびき てん おお もんだい おも
の方が乗っている車自体が割引になるのかという点が、大きな問題だと思
う。か こ ねん しょうがいしゃ かた そうげいきーびす ぼらんていあ
過去10年ほど障害者の方の送迎サービスのボランティアをしていたが、
とき けんじょうしゃ うんてん じぶん くるま わりびき てきおう
その時は健全者として運転をしていた。自分の車だったが、割引が適応され
なかつたことはいちど じよせい りようしゃ しょうがいしゃてちょう ていじ
一度もなかつた。女性の利用者の障害者手帳を提示するとき
もあつたが、と 止められることはなかつた。そういったけいけん
経験があるので、しょうがいしゃ
の方が乗車している車自体が割引なるのではないかと思つていた。そうい

ったことが明確めいかくになっていないと、この対応内容たいおうないようが少しずれてしまう。この事じ例れい自体が「そんなことはない」という事例じれいであれば、こういう対応たいおうもあり得えなくなる。

したがって、障害者手帳しょうがいしゃてちょうと障害者しょうがいしゃの方が乗車かた じょうしゃしている車くるまの有料道路割引ゆうりょうどうろわりびきの正式な取扱いせいしき とりあつかはどうなっていて、その結果けっかどのような対応たいおうをしたのか、あるいは、国くになどへの働きかけはたらをどのようにしたのか明確めいかくにしていただかないと少し分わかりにくい。

(須山委員すやまいいん) 昔むかしは、主人しゅじんが運転うんてんしていても、車くるまが自分じぶんのものでなくても、その車くるまに障害者しょうがいしゃが乗のっていて手帳てちょうを提示ていじすれば割引わりびきになった。最近さいきんでは、車くるまもチェックちえっくされて「車くるまが違うちが」などと言いわれることが確たしかにある。なので、本人ほんにんが運転うんてんしていて、登録とうろくした車くるまでないと割引わりびきが適応てきおうされなくなっと思おもっていた。しかし、今いまの話はなしを伺うかうと、車くるまが違ちがっていても障害者しょうがいしゃが乗車じょうしゃし手帳てちょうを提示ていじすれば割引わりびきが適応てきおうされるならば、そのほうこんごが今後こうれい、高齢者こうれいしゃや車くるまいすで運転うんてんができない方かたや視覚障害者しかくしょうがいしゃの方かたなどにとっては、非常ひじょうに合理的配慮ごうりてきはいりよに繋つながるのではないか。

もう一点いってんだが、井上いのうえ (良よし) 委員いいんが言いわれた、どこでも駐車ちゅうしゃができるカードかーどをもらう時ときの手続てつづきで、私わたしも申請しんせいしたことがあるが、必要書類ひつようしよるいを警察けいさつの窓口まどぐちに出だせば、「何日なんにちにできるので取りとりに来てきてください。もしくは郵送ゆうそうしますか？」

と聞きかれる。私わたしの場合は取りとりに行いったので、その時点じてんで遅おくれるということが少しすこおかしいなと思おもった。郵送ゆうそうする場合は切手きってや送付先そうふさきを伝つたえておけば、カかー

どが^{でき}出来たら送^{おく}ってもらえるはず^{すこ}です。なので、その^{あた}辺り^{かくにん}をもう少し^{かくにん}確認^{かくにん}して
みたらいい^{かくにん}のではない^{かくにん}か。

(^{しみずいじん}清水委員) おそらく^{いぜん}だが、以前^{まどぐち}は窓口^{てちょう}で手帳^{ていじ}を提示^{わりびき}し割引^{てきおう}が適^{てきおう}応^{てきおう}されたが、
^{さいきん}最近^{いーていーしー}はE T C^{いーていーしー}がある。E T C^{とお}で通^{ぼあい}る場合^きは決^{しやしゆ}められた車種^{しやしゆ}でないと、そうい
う^{でき}ことが出来^{かん}なくなるのではない^{かん}かと感^{かん}じる。これはは^{かん}っきりし^{かん}ないだろう。

(^{いしわたかいちよう}石渡会長) 高速^{こうそくどうろ}道路^{わりびき}割引^しのシ^すステ^てム^むにつ^むいて、様^{さま}々^ざな^まお考^{かん}え^がを紹^{しょう}介^{かい}して
いた^いだ^だき^きま^まし^した^たが、事^じ務^む局^{きょく}で明^{めい}確^{かく}な^なと^ところ^ろはあ^ある^るか。

(^{じむきょく}事務局) 自^じ動^{どう}車^{しゃ}料^{りょう}金^{きん}の割^{わり}引^{びき}に^{かん}関^{かん}しては、細^{こま}かい^{こま}ル^るール^ーが一^{いち}応^{おう}あ^ある^るが、あ^あら
か^しじ^しめ^め車^{しゃ}両^{りょう}登^{とう}録^{ろく}を^をし、そ^その^{とう}登^{とう}録^{ろく}さ^された^なナ^なン^んバ^ばー^てが^て手^て帳^{ちよう}の中^{なか}に^き記^き載^{ざい}が^がさ^されて^い
て、そ^じの^じ自^じ動^{どう}車^{しゃ}につ^ついて^{わりびき}割^う引^うを^う受^せけ^せら^られる^{せい}制^{せい}度^どにな^なって^いる^る。ご^ご意^い見^{けん}を^う伺^かっ
て^いると、そ^{せい}う^{せい}い^いた^い制^{せい}度^どが、皆^{みな}さ^{つた}ん^{つた}に^{つた}伝^{せいかく}え^{つた}る^{つた}べき^{つた}こ^{つた}と^{つた}が^{つた}正^{せい}確^{かく}に^{つた}伝^{つた}わ^{つた}って^いな
い^いな^いと^いう^い部^ぶ分^{ぶん}に^いお^いいて、横^{よこ}浜^{はま}市^しと^して^も考^{かん}え^がて^いか^かな^かく^かて^はい^いか^かない^いと^{かん}感^{かん}
じ^じた。佐^さ藤^{とう}委^い員^{いん}が^いお^いっ^いし^いゃ^いっ^いて^いた^いこ^いと^いも^い深^{ふか}く^う受^とけ^と止^とめ^とま^とす。こ^この^じ事^じ例^{れい}の
共^き有^{ゆう}に^いは^い1^いつ^い難^{むずか}しい^{むずか}と^{むずか}こ^こが^こあ^こり、個^こ人^{じん}情^{じょう}報^{ほう}に^かか^かわ^かる^か部^ぶ分^{ぶん}は^け消^けさ^けな^けら^けば^い
け^いない^いと^いう^いこ^こと^こが^ある。ま^また、こ^この^じ事^じ例^{れい}は^{われわれ}我^{われ}々^{われ}だ^だけ^だで^う受^うけ^う付^つけた^つも^もの^もで^いは^い
な^なく、あ^あら^あゆ^ある^あ部^ぶ署^{しょ}で^う受^うけ^うた^う事^じ例^{れい}が^{しゅうやく}集^{しゅう}約^{やく}さ^された^さも^もの^もに^なっ^なて^いる。や^やは^やり、そ
れ^れぞ^ぞれ^れの^ぶ部^ぶ署^{しょ}で^も、必^{ひつ}要^{よう}な^{じょうほう}情^{じょう}報^{ほう}を^{かくにん}確^{かく}認^{にん}す^つる^つツ^つー^るル^るを^{けんとう}検^{けん}討^{とう}し^なけ^なら^らば^い
な^なら^らない^いと^いう^いこ^こと^こが^ある。ま^また、こ^この^じ事^じ例^{れい}は^{われわれ}我^{われ}々^{われ}だ^だけ^だで^う受^うけ^う付^つけた^つも^もの^もで^いは^い
な^なく、あ^あら^あゆ^ある^あ部^ぶ署^{しょ}で^う受^うけ^う付^つける^つこ^こに^なる^るの^ので、あ^あま^あり^あ専^{せん}門^{もん}的^{てき}な^なこ^こと^とを^き記^き載^{ざい}
す^すと^き共^き有^{ゆう}が^{むずか}難^{むずか}しく^{むずか}な^なる^るの^ので、そ^そこ^こも^も踏^ふま^まえ^えて^{われわれ}我^{われ}々^{われ}も^も検^{けん}討^{とう}し^てい^いき^きたい。

(石渡会長) 須山委員が井上(良)委員のご意見におっしゃっていたことも含めて、警察が対応した人によって違ってくるということがあるのかなと印象を受けた。やはり、この制度の活用というものが人によって違ってはいないが、事務局で分かることがあるか。

(池田委員) 私も駐車カードを使用しているが、地元の警察に手続きをし、その事情を伝えている。先ほど言われたように、「こういう事情だから、出来上がったら通知を郵送で連絡をしてほしい」と伝えておけば、警察も対応してくれると思う。電話でなくても、電話しかないということはないと思う。

(石渡会長) やはり利用者の申出や仕方も色々あるというのが池田委員のご意見。

(事務局) 横浜市としては、コミュニケーションの配慮を全ての事業者や行政機関などが徹底することが、差別解消法の基本になると思っている。今日のご意見についても、コミュニケーションの配慮が徹底されなかったことにより生じた問題と思っているので、あらゆる事業者・行政機関に対して、このメッセージを適切に伝えておくことを議論いただき、横浜市としてもそれを受けて対応していきたい。

(石渡会長) 横浜市としてどう対応していくかということについては、徹底するとよいと感じる。

(山下委員) 他の事例のことです。20番の事例だが、この当該事業者を所管す

る部署^{ぶしよ}ということではないか。

(事務局^{じむきよく}) この事例^{じれい}でいうと文部科学省^{もんぶかがくしょう}になる。

(山下委員^{やましたいいん}) そちらでの対応^{たいおう}になると思うが、よく耳^{みみ}にするのが、担当者^{たんとうしゃ}が変わると対応^{たいおう}が変わってしまい、皆さん^{みな}と同じよう^{おな}に平等^{びやうどう}にできないこと。

発達障害^{はつたつしょうがい}の方^{かた}に対応^{たいおう}した試験^{しけん}の受け方^うなどをテレビ等^{かた}で見^てたことがあるので、合理的^{はつたつしょうがい}配慮^{かた}は出来る^{たいおう}のではないかと^{しけん}思^うっている内容^う。職員^{てれび}が変わると^{びなど}

対応^{たいおう}が変わってしまうのは、どこの組織^{そしき}も最低限^{さいていげん}のルール^るではないが、誰^{だれ}が

対応^{たいおう}しても同じよう^{おな}な対応^{たいおう}ができるように^{おも}してほしいと思^う。今回^{こんかい}は教育^{きやういく}

機関^{きかん}だが、福祉^{ふくし}なり行政^{ぎやうせい}なり、どこでも共通^{きやうつう}する問題^{もんだい}だと思^{おも}う。

(石渡会長^{いしわたかいちょう}) 今^{いま}の山下委員^{やましたいいん}や事務局^{じむきよく}もおっしゃ^{ひと}っていたが、人^{ひと}によって対応^{たいおう}がかわらないように、情報^{じやうほう}の共有^{きやうゆう}やコミュニケーション^{こみゆにけーしょん}をどのよう^{おも}にとるかという部分^{ぶぶん}が大事^{だいじ}になってくるかなと思^{おも}う。

((10分休憩^{ふんきゆうけい}))

(石渡会長^{いしわたかいちょう}) では再開^{さいかい}させていただく。1番目^{ばんめ}の議題^{ぎだい}について、色々^{いろい}とご意見^{いけん}をいただいたが、支援^{しえん}について少し正確^{すこ せいかく}ではないところがある。事務局^{じむきよく}で確認^{かくにん}をお願い^{ねが}したい。また、事務局^{じむきよく}からは、他^たの事例^{じれい}対応^{たいおう}についても、共有^{きやうゆう}方法^{ほうほう}の検討^{けんとう}をするとのことなので、大事^{だいじ}なところの整理^{せいり}ができたと思^{おも}う。

(松島委員^{まつしまいいん}) 井上^{いのうえ} (良^{よし}) 委員^{いいん}から聴覚^{ちやうかく}障害^{しょうがい}の方^{かた}の対応^{たいおう}についてあったが、僕^{ぼく}

たち^{のうせい}脳性マヒは自動車とは違うけど、電話をしると言われると難しい。間違
い電話をするなどか言われることもある。僕たちは電話ができるけれど、でき
ないようなもの。あと18番の案件。それは昔からよくあることで、横田さん
がおっしゃっていたようなことが、いまだに多いのではないかと思う。
(石渡会長) いま松島委員は、井上(良)委員がおっしゃっていたような対応
も、肢体障害者の方も同じように受けるといふ風におっしゃっていた。だから、
本質的には聴覚障害者の方への差別と脳性マヒの方が受ける差別はお
なじようなところがあり、それは電話でのやりとりの難しさのようなところ
があるので、そういう現実が脳性マヒの方にもあるということをおまえて、こ
れからの対応を考えなくてはいけない。それから18番の事例。昔亡くなっ
た横田弘さんが同じことをおっしゃっていたということ。もう何十年も前
の話だが、今でもこういうことがあるということは、障害者の存在を否定す
るような考え方があるという現実もおまえてはならない。そういうこと
も踏まえて、この協議会としても差別を考えなくてはいけないということ
になる。

(2) 法施行後3年の相談対応状況を踏まえた課題

(事務局) 資料2の説明。

(石渡会長) 今日も沢山の意見がでたが、それをどのように解決していくか
ということ、もう少し深く話をして、こちらの協議会に参加いただい

る事業者や行政も含めて、より解決に向かうネットワークにしようということ
とで、検討の部会を別途設置するという意見だった。ここにピア相談をしてい
る社会参加推進センターにも参加していただくということだった。いまの説
明について質問や意見があるかたはお願いしたい。

(永田委員) 差別されたと感じたとき、電話か役所に直接行って話をしたほ
うがいいと思う。役所の人にはきちんと聞いてくれるので安心して相談できる。
自分の意思が伝えられない当事者は、役所の職員を交えながら話を聞くと
いいと思います。

(石渡会長) 事務局からの説明だと、当事者同士のピア相談を大事にするた
めに部会を設置するという提案だったが、永田委員の意見としては、そういう
のも大事だが、直接行政に伝えていくことが大事ということだった。

(井上(良)委員) 社会参加推進センターだが、この4月から始まって半年が
過ぎた。ピア相談員の中から、差別に関する事例のあった件数を教えて欲しい。

(事務局) 件数等に関しては、まだまとめられていないので、次回の会議で
報告をさせていただきます。ただ、ピア相談で受付している中にも、差別だと思わ
れる事例が少しずつ出てきているので、そういう事例も含めて、この協議会
で共有できるようにしたい。

(大羽委員) 資料の中の、「横浜市障害者社会推進センター」というものは、
「社会参加推進センター」の誤りでいいか。

じむきよく (事務局) ただしくは、しょうがいしゃしゃかいさんかすいしんせんたー (障害者社会参加推進センター) なののでたいへんもう わけ
い。ていせい ねが 訂正をお願いしたい。

いしわたかいちょう おおばいん (石渡会長) おおばいん してきありがと 大羽委員、ご指摘有難うございました。

すやまいん い どうじしゃ そうだん けん (須山委員) イの当事者から相談44件のうち、20件というものが、たいおう かいぜん
されていがない。これはすこ もんだい 問題があると思う。せめて、このすうじ すく 数字が少なくなる
よう いろいろ かんが 考えて、あら けんとうかいぎ もう 新たに検討会議を設けてくださるのだろうと思う。これ
はとてもいいあん おも 案だと思う。

いしわたかいちょう (石渡会長) そうすると、けんとうぶかい やくわり せんにん (検討部会の役割、選任) というものもあらた じゅう
よ 要になってくる。では、じむきよく ていあん (事務局で提案) があったようなけんとうぶかい せっち むね
と、そこにしょうがいしゃしゃかいさんかすいしんせんたー かがたがた ごきょうりよく (障害者社会参加推進センターの方々にも御協力) いただくことに
ついて、このちいきかい しょうにん (地域会として承認) するというのでよろしいか。

しょうにん (承認)

いしわたかいちょう (石渡会長) では、けんとうぶかい も かがたどう (検討部会の持ち方等) について、なに いけん ていあん
があるかがいればねが お願いをしたい。

じむきよく (事務局) このぶかい せっち (部会) を設置したいと思つた事務局としてのおも じむきよく おも
い ききょうぎ かい せっち もくてき (協議会) は設置目的にある通り、ちいき (地域) におけるかんけいきかん ねっとわーく
こうちく さまざま かない きょうぎ ば (構築) して様々な課題を協議する場になっているが、どうじしゃ かぞく かがた
きちょう いけん (貴重) なご意見をいただいている一方、いっぽう ちいき かがた きぎょう かがた さまざま かんけいきかん
だいひょう しゅっせき (代表) で出席して下さっている委員のせい がいん こえ (委員の声) がなかなかき 聴けないことがある。

この部会を設置する際に、当事者やご家族だけでいいのだろうかと事務局の
中でも議論をした。ただ、この協議会で問題の議論を深めたり、色々なこと
を議論したい思いもある。そのためには、今まで色々積み重なってきた事例に
ついてもう少し深めて、何かアイデアや具体的な議論がご家族から出たう
えで、この協議会に持ち寄って、関係機関の皆様と議論を深められればとい
う思いだった。皆様に承認いただいたので、そういう方向で進めていきたい
のでよろしくおねがいしたい。

(石渡会長) 当事者の方々から沢山ご意見をいただけるが、事業者には地域
の立場の方に発信していくような運営をしまっているのではないかと、

少し進行役として反省する部分がある。では、この部会を設置して、ぜひこの
協議会での議論がより活発になるような進め方ができたらと思う。他にも、
この検討部会の設置や、これまでの課題・整理と関係してご意見ある方はいら
っしゃるか。

(井上(良)委員) 質問だが、地域協議会と言っているのは、地域支援協議会
のことを指すのか。

(事務局) この地域支援協議会の略称が地域協議会なので、今日お集まり
いただいているこの会議が、地域協議会にあたる。

(井上(良)委員) 「障害者地域支援協議会」もあるので、どこのことを言っ
ているのか分からなかった。

(石渡会長) ネットワークをつくることは大変だが、似たような会議や名称

が多いのは色々批判がされる場所。その辺りがどう整理されるかも含めて、差別解消支援地域協議会で色々なご意見がいただければと思う。では、この検討部会をどのように設置するかという具体的な部分については、事務局から提案が後日されると思う。この議題について、他に発言はあるか。

(村岡委員) ただいまの提案について。この協議会は、最初に当事者の方々の差別に関する相談事例の報告があり、それについての個別的な対応を事務局からあるが、事例の中でどういう課題が抽出されて、それについてどういうふうに取り組んでいくかなど、もう一段、具体的な取組の方向性のようなのものが協議できるような場になればいいと思う。

(冢田委員) この協議会に学校現場の代表として出席しているが、本当に当事者の方の声を沢山聴いて、学校も障害のある子、障害が疑われる子と合わせて、外国に繋がる子も多くなってきているので、色々な多様性の中で、どのようにコミュニケーションを取ったり、情報提供したりするかなどを常に考えなくてはいけないと思っている。ネットワークづくりという意味では、色々な立場の方がいらっしゃっている。相談事例の中で、自分のところのネットワークでうまくいかなかったことではなく、うまくいったこととか、どのような取組をしているのか、という話をもらえる時間があれば、「そうすればいいのか」ということが、学校としても企業側から学ぶことができると思う。分科会の話とずれてしまったが、この協議の場が深まるようにと思って

はつげん
発言をした。

いしわたかいちよう ぶんかかい せっち きょうぎかいぜんたい やくわり か
(石渡会長) 分科会の設置で、この協議会全体の役割などが変わってくるこ
とが大事だと思ふ。

いけだいいん わたし つぎ だんかい はい ぶかい もう
(池田委員) 私も、そういう次の段階に入るためにも、そういう部会を設け

ることは賛成。というのは、相談の一例が片付いたとしても、その中に障害

なか きょうつうてん
の中の共通点がかなりあるのではないか。事例が片付いたということで終わ

るのではなく、それが示している問題点を行政的にも大きく捉えていかなけ

ればいけないというところもある。ちょうかく いのうえ よし いいん じょうほうもんだい たち
聴覚の井上(良)委員の情報問題や、立

ば ちが きんきゅうじ うった つた まつしまいいん もんだい ほか
場は違うけれど緊急時に訴えが伝われない松島委員の問題など。他にも、こ

こには委員としていないが盲ろうの方もいる。みみ きこえなくて、め み
耳が聞こえなくて、目が見えな

いので、じょうほうてき つた たち ぼ ひと なに
情報のにはもっと伝わりにくい立場にいる。こうした人が、何か

きんきゅうじ たいおう
緊急時にどういう対応をしてもらえたらいいのかということなどは、行政

かんが
が考えていくことになる。そういう所まで発展させるという点においては、

きょうつう かだい はっけん ぶかい
そういう共通の課題のようなものも発見していくために部会というものは

だいじ さんざい かん
大事な存在になるのではないかという感じがする。

いしわたかいちよう けんとうぶかい ぎろん きょうぎかい やくわり ぶか
(石渡会長) では、検討部会で議論して、協議会の役割を深めるということ、

ぎょうせい たいおう つな ながたいいん ていあん
また行政の対応として、どのように繋げていくのか。永田委員が提案してく

ださったことも踏まえながら、ぶかい かた きどう おも
ださったことも踏まえながら、部会のあり方がうまく起動すればいいと思ふ。

いのうえ あきら いいん
(井上(彰)委員)「これがうまくいかない。これもうまくいかない」という

話をずっと聞いていると、自分の頭の中にストレスが溜まってくる。ただし、その中で、これからの話になってくるのだと思うが、「このように工夫したらうまくいった」とか「うまくいきそうな傾向にある」などという解決策や、それに近づくような話・意見が出てくると、ほっとするような気がする。この会議でずっと行き詰っていると「どうにかなっちゃうな」という気がする中で、息が抜ける良い傾向にあるようなホッとするような話も、全容な会議をしながらの進め方。そして、問題の解決あるいは問題の提起というものをやっていたら、すごくうれしい。

(石渡会長) 冢田委員がおっしゃったようなことと重なると思うが、少し前向きに希望をもっていただけのような意見や方向性等が見えるような議論をもつということも大事なことだと思う。

(3) 障害者差別解消に関する市の取組状況

(事務局) 取組状況について説明

(石渡会長) 少し前向きな希望の持てる話もでていた気もするが、何かご意見がある委員はいるか。

(永田委員) 分かりやすい資料を作ってくれば、知的障害者の人にも説明が伝わる。カナがふってあったり、一文が短かったりする資料は分かりやすい。

(石渡会長) わかりやすい版を作ってくださいと、知的障害の方だけではなく他の委員にもとてもありがたいのでぜひお願いしたい。

	<p>(佐藤委員) 5番について話を聞いて、必要であると感じたことがあるのでお伝えしたい。参加予定企業さんをお願いするところには、公共交通機関の中に、電車やバスに加えて、タクシー協会さんが入ることが必要ではないかと感じる。ご検討いただければと思う。</p> <p>(事務局) この勉強会は初めての試みになるが、今後も続けていきたい。他業種の分野においても、タクシー業界も含めて様々な分野を対象とした勉強会を開催したいと思っている。今日ご参加いただいている団体の皆様の中でご参加いただけることがあれば、事務局までご相談いただけるとありがたい。</p> <p>(石渡会長) 参加するにあたり、時間等は決まっているのか。</p> <p>(事務局) 詳細は調整中となっている。</p> <p>4 連絡事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録については、内容をご確認いただいた上で公開。
<p>資料・特記 事項</p>	<p>資料 1 障害者差別に関する相談対応事例</p> <p>資料 2 障害者差別に関する相談体制整備について</p> <p>資料 3 市の取組状況</p>